

# 重要

## 現行生涯研修制度、共通研修課程を学ばれている会員の皆さまへ

2012年度より、生涯研修制度における研修体系が大幅に見直され、新しい生涯研修制度が開始されます。そのため、現行の共通研修課程で研鑽されている方につきましては、原則本年度が最後の申請となります。入会時期によって、現行の制度での修了申請が本年度までとなる方が多くおりますので、該当の方は是非修了申請をお願い致します。

2008年度以前の入会者（会員番号 33260 以前の方）は 2011 年度申請（2012 年度 4 月～6 月）を忘れずに行ってください。現行の制度ではこの修了申請が最後となります。1 度も申請をされていない場合は、現行基礎研修を修了し、共通研修課程 60 単位以上を履修していたとしても、経過措置は適用されず、2012 年度からの新生涯研修制度の基礎課程 I から履修することになります。2009 年度入会の方（会員番号 33261～36229）も 2011 年度申請を忘れずに行ってください。2011 年度申請しないと、同様に新制度の基礎課程 I から履修する事になります。

2010 年度入会者（会員番号 36230～）の方は 2012 年度申請（2013 年 4～6 月に申請）についてのみ、2011 年度入会者の方は 2013 年度申請（2014 年 4～6 月に申請）についてのみ現行の研修制度が適用できます。それぞれ申請をしないと、新制度の基礎課程から履修する事になります。

2012 年度入会者より新生涯研修制度の基礎課程 I からの履修となります。

2011 年度までの共通研修課程を 1 回でも修了された方については、経過措置により、新制度の専門課程第 1 期又は第 2 期から研修を開始する事が出来ます。

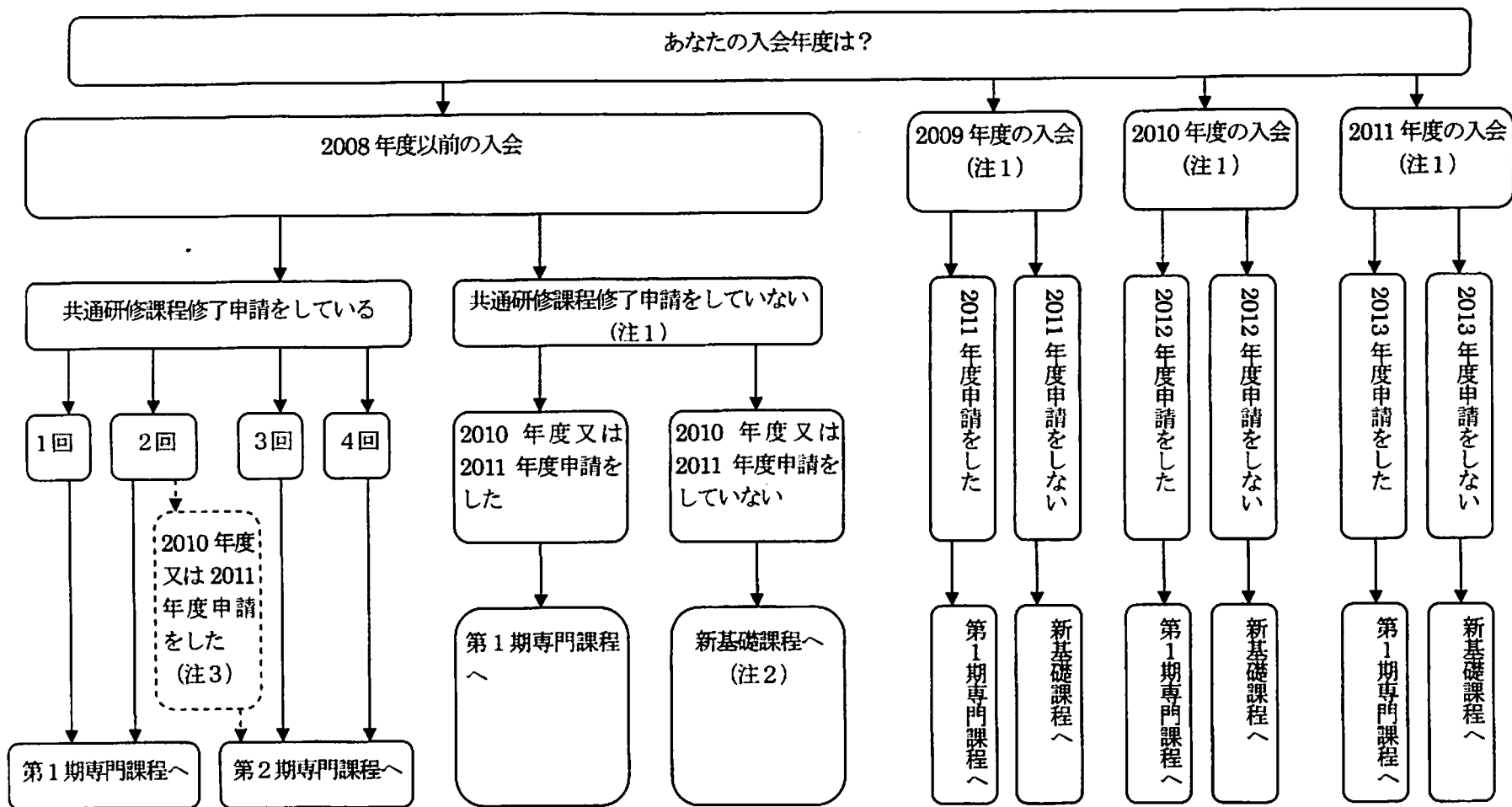
新制度については基礎研修 I→Ⅲを修了しないと、専門課程の研修を受講しても単位認証はされませんのでご注意ください。

裏面の「共通研修課程修了申請に関する経過措置」をご覧ください、経過措置の適用範囲をご確認してください。

もちろん、経過措置の適用を選択せず、新制度の基礎課程 I から研修を始める事もできます。

本会「ぴっと 48 号」や本会生涯研修センターHP も是非ご参照ください。

共通研修課程修了申請に関する経過措置



注1：上記は、経過措置として現行制度の適用可能な範囲がどこになるか記載していますが、経過措置適用を選択せず、新基礎課程から始めることもできます。

注2：1998年度入会者（会員番号6586まで）は、現行制度の基礎研修が免除になっていますが、2012年度までに共通研修課程修了申請を1度もしていない場合は、新生涯研修制度の基礎課程から履修が必要となります。

注3：2010年2月の段階で共通研修課程修了申請の回数が2回の方は、2010年度申請又は2011年度申請をすることで第2期専門課程からの履修となります。なお、共通研修課程修了申請は3年ごとの申請のため、2009年度申請者（2012年度申請予定者）又は2010年度申請者（1013年度申請予定者）は、それぞれ2012年度、2013年度に限り旧制度での申請が可能です。